

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会

認定歯科衛生士審査施行細則

第1条 この規則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士制度規則第3条の規定に基づき、認定歯科衛生士審査に関し、必要な事項を定める。

第2条 申請は、次の各号に定める認定歯科衛生士申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士認定申請書（様式1）
- (2) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士資格審査表（様式2）
- (3) 履歴書（様式3）
- (4) 本会指導医または認定医1名の推薦書（様式4）
- (5) 認定歯科衛生士申請患者一覧表（様式5）と治療に関する資料（様式6、様式7）
- (6) 認定歯科衛生士認定申請料（郵便振替払込金受領書のコピー）

第3条 認定審議委員会による認定歯科衛生士審査は、毎年1回以上実施し、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会は3ヶ月前までに認定歯科衛生士審査の公示を行うものとする。

第4条 認定歯科衛生士審査

認定歯科衛生士審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1. 書類審査

- (1) 初診時から、メンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）期間を通して担当した歯周疾患患者を5症例提示すること。（引継ぎ症例は不可）
- (2) 特殊な歯肉炎患者を1症例含めてよい。
- (3) 全ての症例は6ヶ月以上のメンテナンスまたはSPTまで進んでいること。
- (4) メンテナンスまたはSPT時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。
- (5) 症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。
- (6) 初診時、歯周基本治療終了時、メンテナンスまたはSPT移行時、および直近のメンテナンスまたはSPT時の歯周組織検査表。さらに、初診時、メンテナンスまたはSPT移行時、および直近のメンテナンスまたはSPT時の口腔内写真を添付すること。
- (7) 初診時と直近のメンテナンスまたはSPT時の10枚法以上のデンタルエックス線写真（パノラマエックス線写真でも可）を添付すること。
- (8) 提出資料はデジタル資料とする。

2. 口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、症例番号1番に対し以下の各号について行う。

- (1) 申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。
- (2) 症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了および直近のメンテナンスまたはSPT時の所見が含まれる。
- (3) 症例発表の持ち時間は、15分とする。
- (4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。更に病歴および治療経過のコピーを用意する。

3. 提示症例の免除

本会が主催する年次大会、支部教育研修会で以下の各号について提示症例の免除を行う。

- ・教育的講演（1 時間以上）を行ったものは、4 症例を免除する。
- ・教育的講演（1 時間未満）を行ったものは、3 症例を免除する。
- ・症例発表（10 分以上）を行ったものは、2 症例を免除する。
- ・ポスター発表を行ったものは、2 症例を免除する。
- ・症例免除は最大で 4 症例までとする。
- ・共同演者の症例免除は行わない。

第 5 条 合否判定

1. 認定歯科衛生士審査の合否は認定審議委員会で総合的な審査を行い、その結果を特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会理事会に報告する。
2. 合否判定細則は別に定める。

第 6 条 この細則の変更は理事会の議を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本細則は一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

本細則は一部改正し、平成 26 年 3 月 16 日より施行する。

本細則は一部改正し、平成 27 年 3 月 15 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和元年 9 月 29 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 3 年 3 月 31 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 4 年 7 月 30 日より施行する。